

○北栄町障がい者日常生活用具費支給要綱

平成18年9月29日

訓令第52号

改正 平成20年7月10日訓令第20号
平成22年3月11日訓令第3号
平成22年4月1日訓令第12号
平成23年3月28日訓令第7号
平成24年3月30日訓令第14号
平成24年6月29日訓令第34号
平成25年5月27日訓令第16号
平成26年4月16日訓令第17号
平成27年3月18日訓令第13号

(目的)

第1条 この要綱は、北栄町障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成18年北栄町訓令第50号)第3条及び第27条第4項の規定に基づき、障がい者日常生活用具費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(用具費の支給額)

第2条 用具費の支給額については、日常生活用具の購入に通常要する費用の額を勘案して町長が別表に定める額(以下「基準額」という。)の100分の90に相当する額を上限額とする。ただし、排泄管理支援用具(ストマ装具及び紙おむつ等に限る。以下同じ。)については、基準額の100分の95に相当する額を上限額とする。

2 基準額の100分の10に相当する額(排泄管理支援用具については、基準額の100分の95に相当する額)が次条に定める負担上限額を超えるときは、次条各号で定める額を基準額から控除した額を用具費の支給額とする。

(月額自己負担上限額)

第3条 用具費の支給における本人の月額自己負担上限額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 市町村民税世帯課税者 3万7,200円
- (2) 市町村民税世帯非課税者及び生活保護受給世帯の者 0円

(請求)

第4条 前条で決定した用具費は、用具を給付した業者が町長に直接請求するものとし、その額は、北栄町障がい者地域生活支援事業実施要綱第26条に規定する日常生活用具給付決

定通知書の公費負担額欄に記載の額とする。

(用具費の支払い)

第5条 町長は、前条の請求があった場合には、請求のあった日から40日以内に当該事業者
に支払うものとする。

(用具費の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な手段により用具費の交付を受けた者がいるときは、その
者に対し用具費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年7月10日訓令第20号)

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

附 則(平成22年3月11日訓令第3号)

この要綱は、平成22年3月11日から施行する。

附 則(平成22年4月1日訓令第12号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第14号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日訓令第34号)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年5月27日訓令第16号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年4月16日訓令第17号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月18日訓令第13号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

種目	基準額
----	-----

介護・訓練	特殊寝台		154,000円
支援用具	特殊マット		19,600円
	エアマット(褥瘡防止マット)		100,000円
	特殊尿器		67,000円
	入浴担架		82,400円
	体位変換器		15,000円
	移動用リフト		159,000円
	訓練いす(障がい児のみ)		33,100円
	訓練用ベッド(障がい児のみ)		159,200円
	自立生活 支援用具	入浴補助用具	
便器(据置型)			4,450円
ポータブルトイレ			19,200円
T字状・棒状の杖			5,300円
移動・移乗支援用具			60,000円
頭部保護帽			37,900円
特殊便器			151,200円
火災報知機			15,500円
自動消火器			28,700円
電磁調理器			41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機			11,000円
聴覚障がい者用屋内信号装置		屋内信号装置	87,400円
装置		振動式腕時計	26,000円
人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー			100,000円
在宅療養 等支援用 具	透析液加温器		51,500円
	ネブライザー(吸入器)		36,000円
	電気式たん吸引器		56,400円
	酸素ボンベ運搬車		17,000円
	盲人用体温計(音声式)		9,000円
	盲人用体重計		18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定機(パルスオキシメーター)		157,500円

情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置		98,800円
	情報・通信支援用具(パーソナルコンピューター周辺機器、アプリケーションソフト)		100,000円
	点字ディスプレイ		383,500円
	点字器		14,000円
	点字タイプライター		68,100円
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー		85,000円
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置		99,800円
	視覚障がい者用拡大読書器		198,000円
	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ		29,000円
	視覚障がい者用音声通信装置		59,000円
	補聴器用電池		月額1,000円
	補聴器・人工内耳用乾燥機		15,000円
	補聴器・人工内耳用乾燥剤		945円
	補聴器カバー(防水用)		2,500円
	人工内耳用音声信号処理装置		300,000円
	人工内耳用電池		月額2,500円
	人工内耳用充電器		25,200円
	人工内耳用充電電池		15,300円
	人工内耳用イヤーマールド		9,000円
	人工内耳用マイクロホンカバー		4,200円
	盲人用時計(触読時計)		12,000円
	盲人用時計(音声時計)		13,300円
	聴覚障がい者用通信装置		71,000円
	聴覚障がい者用情報受信装置		88,900円
	人工喉頭	笛式	5,200円
		電動式	72,300円
	福祉電話(貸与)		83,300円
	点字図書		町長が必要と認めた額
排泄管理	ストマ装具(紙おむつ等)	蓄便袋	月額8,900円